

1. 安全衛生管理の必要性

- 事業者の責務として、安全衛生管理を進める上で実施しなければならない基本的な事項（労働安全衛生法のきまり）を表1に示します（一部、労働者が順守すべき事項も含まれています）。
- 表1は労働安全衛生法で定められた基本的な内容であり、他にも法令上実施しなければならないことはたくさんあります。詳細な内容は、労働安全衛生法その他安全衛生に関する法令などを確認してください。

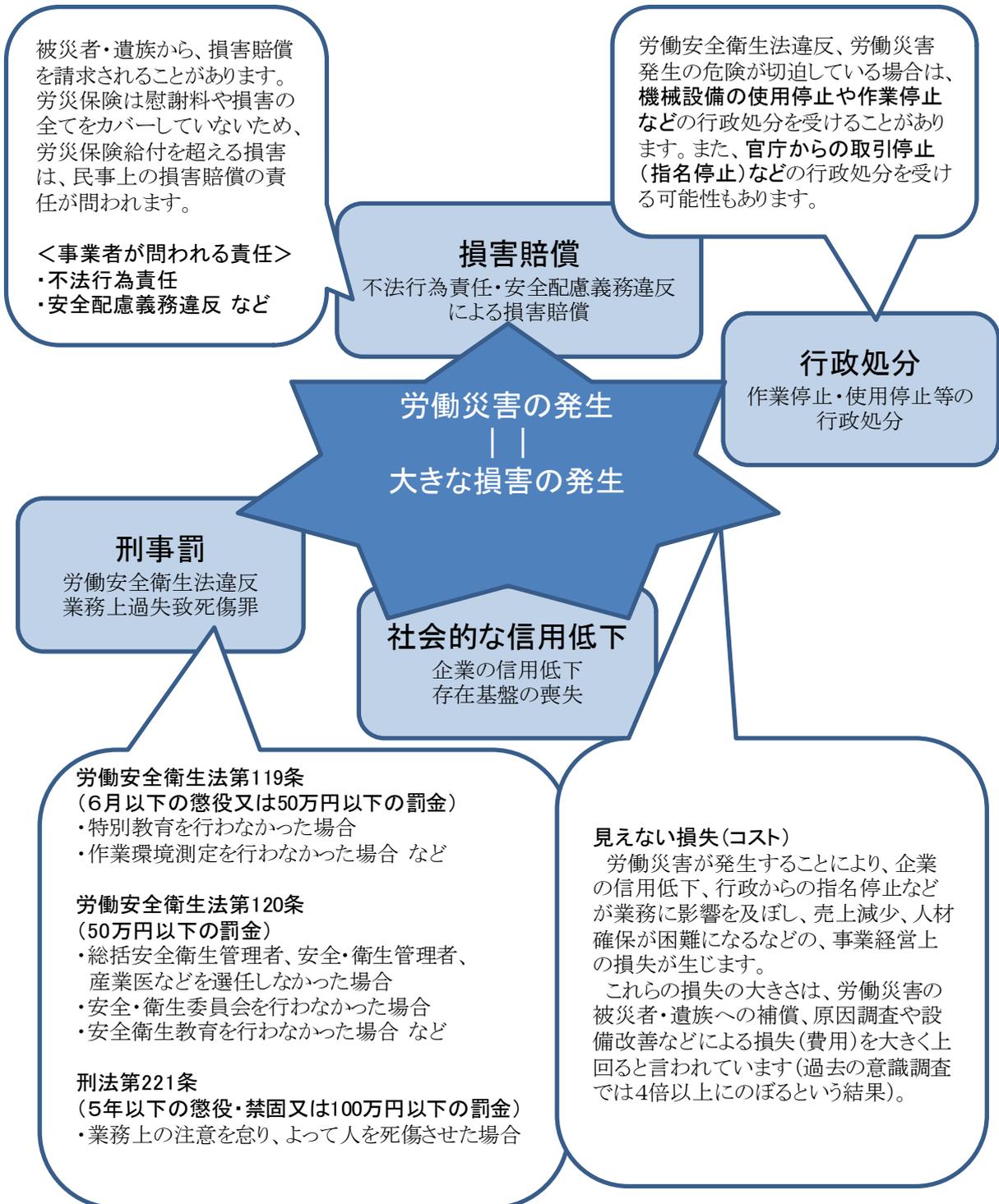
表1 安全衛生管理を進める上での基本事項

	項目	概要	ポイント	労働安全衛生法参照先
1	事業者による基本的責務	事業者は労働者の安全と健康を確保すること	事業者の最も基本的な責務です。「労働者」にはパートタイマーやアルバイト、契約社員、取引先の派遣社員なども含まれます。	第1章 総則 (第1条～第5条)
2	労働者による順守	労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守る	労働者の義務です。	
3	管理者・推進者等の選任	事業者は安全衛生の管理や推進の中心となる人を決める	事業規模や業種に応じて、「安全管理者」「衛生管理者」「安全衛生推進者」「産業医」などを置きます。	第3章 安全衛生管理体制 (第10条～第19条の3)
4	委員会の設置	事業者は、安全衛生に関して審議を行い、意見を聞く場を設ける	事業規模や業種に応じて、「安全委員会」「衛生委員会」などを設けます。	
5	事業者による危険防止措置	事業者は、設備や作業などにより労働者が危険な目にあったり、ケガや病気をすることがないように、防止措置をとる	施設、設備、機械に必要な危険防止、健康障害防止措置をとることが必要です。	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第20条～第36条)
6	労働者の順守	労働者は事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る	労働者の義務です。	

	項目	概要	ポイント	労働安全衛生法参照先
7	教育の実施	事業者は労働者に安全衛生教育を行う	「労働者」にはパートタイマーやアルバイト、期間従業員も含まれます。 雇入れ時教育、作業内容変更時教育は全ての職場で必須です。 危険・有害業務（1 t未満のフォークリフト運転等）に就かせる時は特別教育が必要です。	第6章 労働者の就業に当たっての措置（第59条～第63条）
8	健康保持増進の措置	事業者は作業環境測定、作業の管理、健康診断等の実施により、労働者の健康保持・増進を行う	有害な業務を行う作業場では、作業環境測定を行い記録を保管することが必要です。 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行うことが必要です。また、定期健康診断を年に1回以上行うことが必要です。 有害業務に従事する労働者に対し、配置換えの際および半年に一回以上、特殊健康診断・特定健康診断を行うことが必要です。	第7章 健康の保持増進のための措置（第65条～第71条）

2. 労働災害がもたらす企業ダメージ

- 安全衛生管理・活動を怠り、労働災害が発生すると、以下のようなさまざまなダメージが事業者にもたらされる可能性があります。



3. 労働災害防止活動と作業改善の相乗効果

- 「店舗の効率的な運営・管理」「お客様へのサービスレベルの向上」「他の法令の順守」を進めることが作業改善、環境改善につながり、労働災害防止活動との相乗効果が生まれます。

○店舗の効率的な運営・管理

- 商品の運搬方法や配置を効率的なものに改善することで、従業員の運搬、積み替え作業も無理のないものになります。
- 店舗での商品の整理整頓、バックヤードでの積み荷などの整理整頓・工夫により、カートでの移動が容易になり、つまずきによる転倒などもなくなります

○お客様へのサービスレベルの向上

- わかりやすい商品配列により、お客様の商品の選択が容易になるだけでなく、従業員にとっても配列作業が簡単になります。
- 鮮魚・精肉部門での包丁のメンテナンスをしっかりと行うことは、従業員のけがの防止に効果があるだけでなく、お客様にとっても品質の良い商品の提供につながります。

○他の法令の順守

- 食品衛生法を順守するためには、適切な調理器具の安全管理・衛生管理が不可欠ですが、このことは、同時に、従業員の労働安全・衛生の向上にも重要です。
- 消防法順守のために売り場の商品や在庫、什器の適切な配置や管理を進めることは、転倒・衝突を抑制する効果があり、安全な職場環境の整備にとって非常に重要です。